

● 生物兵器の開発・生産・保有を包括的に禁止する多国間の法的枠組み (生物兵器の使用に関しては、1925年のジュネーブ議定書にて禁止)。

● 1975年発効、我が国は1982年締結。締約国数:184か国・地域 (2022年8月現在)、シリア、エジプト等計4か国署名済・未批准。イスラエル等計9か国未署名。

● 5年に一度、意思決定が行える運用検討会議(RC)の他、会期間活動として毎年、専門家会合(MX)及び締約国会合(MSP)が行われ、意見交換が行われる。

● 条約実施機関はなく、事務的機能を有する条約履行支援ユニット(ISU)が国連軍縮部ジュネーブ事務所の下に設置されている。



1971年軍縮委員会で条約作成

2011 運用検討会議

2012-2015
(会期間活動)
毎年MXとMSP

2016 運用検討会議

2017 MSPのみ
2018-2021
(会期間活動)
毎年MXとMSP

2022 運用検討会議

BWC場裡での主要課題

- 国際協力
- 科学技術の進展レビュー
- 条約の国内実施
- 第7条に定める防護に関する支援
- 条約の制度的強化 (検証制度に係る議論、ISUの強化等)
- 会期間活動の強化
- COVID-19がもたらした教訓への対応
- ロシア・ウクライナ情勢を巡る対応
 - 第5条協議(2022年9月)
 - 第6条に基づく安保理会合(2022年10・11月)

我が国の同課題に関する立場及び貢献

- 条約の国内実施に向けた国際協力の積極的実施。
 - ISU及び国連軍縮部に90万ドルを拠出し、ASEAN諸国を対象にワークショップ等を通じた能力構築支援を実施(2018~22年)。(本年第9回運用検討会議中に同ワークショップの成果を発信するサイドイベントを開催。)
- 専門家による科学技術レビュー・メカニズムの設置等を議論した、2020年専門家会合2(MX2)の議長
- 締約国の信頼醸成措置に係る報告書提出の促進の提案
- 生物事案の際の支援、備え及び対応に関する提案
- 第9回運用検討会議に10本の作業文書を提出